平成２８年（フ）第１４４号
三重県鈴鹿市大池３丁目２番13号　シャングリラ　302号、前住所愛知県北名古屋市熊之庄古井97番地３　みどりハイツ　303号
債務者　上野　和也
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　三貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５号
大津市関津６丁目20番３号
債務者　不破　敏晃
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４１号
岡山市北区北長瀬本町８番19号コーポ大陽301
債務者　小川亜砂子（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２８号
熊本市東区長嶺東８丁目６番51―101号　グランデージュ
債務者　小野　敦子（旧姓白澤）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻上　友男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８１号
新潟市東区上木戸３丁目３番７号　エンゼルハイムＢ102号
債務者　後藤忠一郎
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝見　洋人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８１号
香川県高松市香川町浅野154番地18
債務者　奥村　伸一
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮　　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３４９号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字目久井500番地２
債務者　伊藤顕こと　伊藤　　顯
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６５５号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1402番地２
債務者　田中　卓爾
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５７号
大阪市東成区深江北２丁目４番18号、前住所大阪市東成区中本５丁目12番31―402号
債務者　田畑　正幸
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　優人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４３号
大阪府羽曳野市羽曳が丘５丁目12番15号
債務者　村上　　健
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７８号
群馬県高崎市通町10番地
債務者　田中　光子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１８０号
群馬県高崎市箕郷町生原36番地１　スペラーレ103号室
債務者　佐藤　瑞希
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１８９号
群馬県高崎市筑縄町10番地13　エンブレム春日203号
債務者　本木　良樹
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第９０８号
埼玉県川口市元郷５丁目20番９号　古内ビル202号、旧住所埼玉県川口市東領家３丁目７番21号　レオパレステリオス103号
債務者　井神　政則
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９３３号
埼玉県新座市大和田５丁目８番８号
債務者　藤原　　功
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６８号
埼玉県新座市新堀１丁目６番23号　スタースクウェア105号室
債務者　大野　重人
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１４号
埼玉県川越市大字今福2905番地５
債務者　荻田スミヨ
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部